

# 後期高齢者医療保険加入者の重度心身障がい者医療費の窓口払いが無料となります

共生社会推進課 ☎048(456)5363

現在、後期高齢者医療保険に加入している人の重度心身障がい者医療費の請求方法は、償還払いとなっていますが、令和6年10月1日の診療分から、埼玉県内の医療機関での窓口払いが無料となります。

なお、事前に市へ「高額療養費の受領委任等に関する同意書」を提出している人が対象となります。

## 注意事項

- 令和6年10月以降の受給者証は、9月末までに送付しますので、お手元に届き次第、切り替えをお願いします。
- 「高額医療費の受領委任等に関する同意書」を市に提出していない人は、従来どおり償還払いとなります。
- 医療機関を受診する際は、毎回必ず健康保険証と受給者証を提示してください。
- 医療機関によっては窓口払い無料化に対応していない場合がありますのでご注意ください。

# 10月から児童手当制度が変わります

子ども支援課 ☎048(473)1784

	変更前(9月分まで)	変更後(10月分から)
支給対象	中学生まで(15歳到達後最初の年度末まで)	高校生まで(18歳到達後最初の年度末まで)
所得制限	あり 制限額以上:特例給付(一律5,000円) 上限額以上:支給なし	なし
手当月額	3歳未満:15,000円 3歳~中学生:10,000円 ※3歳から小学生までの第3子以降は15,000円(多子加算)	3歳未満:15,000円 3歳~高校生:10,000円 ※0歳から高校生までの第3子以降は30,000円(多子加算)
多子加算の カウント対象	18歳到達後最初の年度末まで	22歳到達後最初の年度末まで
支払月	年3回(2・6・10月) 各前月までの4か月分を支払い	年6回(偶数月) 各前月までの2か月分を支払い

▼制度変更に伴い、一部の人は申請が必要です。

**対象** ・所得超過により受給権が消滅している人や申請が却下となった世帯

- 支給対象が高校生年代のみの世帯
- 志木市の児童手当台帳に登録されていない高校生年代の子どもがいる世帯(市外に子どもがいる場合など)
- 18歳年度末から22歳年度末までの子どもがいる世帯で、多子加算の対象となる世帯など

**申請方法** 郵送または直接、子ども支援課へ

▼対象者には、9月上旬までに郵送で通知しますので、通知に記載されている期限までに申請書類を提出してください。なお、通知が届かない場合は、市ホームページを確認のうえ、令和7年3月31日(月)までに申請してください。

▼家計の中心者が公務員の場合は、勤務先にお問い合わせください。

▼申請書類やスケジュールなど詳しくは、市ホームページをご確認ください。



▲市ホームページ